



みなもと小の児童に 身につけさせたい4つの力

- 1 人を大切にする力
- 2 自らの考えを持つ力
- 3 自分を表現する力
- 4 チャレンジする力

学校の新しい日常

学校再開から1か月が過ぎ、学校の新しい日常が始まりました。コロナウイルス感染防止の行動が、当たり前になってきました。朝、玄関で健康チェックカードを提示・確認、教室で手指の消毒・休み時間や体育、図書、図工、音楽の後・給食の前にも手洗い・消毒。新しい日常は「手洗いに始まり、手洗いに終わる」そんな感じがします。また、常にマスクの着用もします。いわゆるソーシャルディスタンスも日常になってきています。手洗いを待つとき、先生に丸付けをしてもらうとき、体育で集合するとき、集団登下校のときもしっかり間隔を空けて並んでいます。子どもたちの適応能力は素晴らしいですね。ご家庭でも、手洗い・3密回避等新しい行動様式を定着させていただけると幸いです。

6月17日（水）避難訓練

6月17日に避難訓練を行いました。例年は4月の早い時期に行っていましたが、今年度はコロナウイルス感染症の関係で、中止の予定でした。しかし、最近、日本各地で地震が多く発生していることから、この時期に地震に対しての身を守る行動をしっかりと身に付ける必要があるとの判断で、実施することになりました。

子どもたちにとっては、12月以来の避難訓練でしたが、児童はきちんと並び、静かに、素早く避難することができました。さすが、伝統ある白根源小学校の児童です。コロナへの対応もそうですが、自分の命を守るために、訓練して備えておくことが必要です。しっかりとした力を付けてほしいと思います。



白根源小の児童はとてもよく働きます。掃除の時間には無言清掃に取り組み、黙って一生懸命仕事をしています。また、分担箇所が多い高学年では、教室の掃除も3人位でどんどん行うことができます。本当に素晴らしいですね。



委員会活動開始

委員会活動も始まりました。4～6年生児童がそれぞれ児童会本部を含め8つの委員会（児童会本部、保健、給食、図書、飼育園芸、放送、体育）に所属して、全校児童のために働いています。自分たちの生活をよりよくしようとアイデアを出し合い、一生懸命働いています。



飼育園芸委員会



図書委員会



保健委員会



白根源小「学校いじめ防止基本方針」(詳細版がホームページに掲載されています)

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。この法は、いじめの防止等のための対策に関し、国、地方公共団体及び学校等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものです。また、第11条を受けて、平成25年10月11日、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。

白根源小学校では、国及び県、市教育委員会の基本的な方針や、学校教育目標及び基本方針を受け、いじめ問題に対し子どもの心に寄り添いながら、毅然とした態度で、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等により実効的に取り組んでいきます。

2. 未然防止の取り組み

未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていきます。

そのために、すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」に取り組みます。また、道徳教育の充実に努め、道徳的実践力を高めていきます。加えて「居場所づくり」、「絆づくり」をキーワードに、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を持たせ、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していきます。また、ネット上でのいじめ問題の未然防止にも取り組みます。

3. 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が何より肝心です。そのために、日頃から教職員が児童との信頼関係を築き、児童の些細な言動や、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取り、児童が示す変化や危険信号を見逃さない姿勢が必要です。この観察を土台にし、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。また、保護者とも連携し情報収集を行います。

早期発見のための手立て

- ①日々の観察
- ②アンケート調査(学期末)
- ③Q-Uの実施と考察
- ④保健室の様子
- ⑤学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳
- ⑥本人からの相談
- ⑦個人面談(児童対象)
- ⑧周りの友達からの相談
- ⑨保護者からの相談
- ⑩個別懇談(保護者対象)
- ⑪地域の方からの情報

4. いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応します。

被害児童を守り通すことを大前提とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応してまいります。